

## 令和2年度国家公務員倫理審査会政策評価実施計画

国家公務員倫理審査会決定  
令和2年6月11日

国家公務員倫理審査会は、令和2年度に評価の対象とする政策並びに当該政策ごとの政策目標及び具体的な取組内容について、次のように定める。

## 令和2年度国家公務員倫理審査会政策評価実施計画

### 1 職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土・環境の構築 (◎重点施策)

#### 《政策目標》

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する状況を踏まえ、倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進等に柔軟かつ効果的に取り組むとともに、広い意味での倫理意識を高めるための工夫や新たな教材の検討・開発、今まで蓄積した教材の活用等を進めることを通じ、職員の倫理意識をかん養する。
- (2) また、相談・通報の活用促進や倫理保持体制の一層の充実・強化を進めることを通じ、倫理的な組織風土を構築する。

#### 《具体的な取組内容》

- (1) 倫理研修の充実及び定期的・計画的な研修受講の促進
- (2) 倫理制度説明会、公務員倫理セミナーの開催及び倫理月間における各種取組の実施
- (3) eラーニング教材を含む各種教材の制作・配布・活用
- (4) 各府省等及び倫理審査会の相談・通報窓口に関する周知徹底
- (5) より利用しやすく安心して相談・通報できる仕組み・環境の構築

※ (1)から(3)までの取組において、国家公務員としての使命感の問い直し、倫理行動規準を具体的な行動へと結び付けることにつながるような工夫を行う。

#### 【測定指標】

- (1) 職員を対象とするアンケートの結果において、過去3年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合 95%以上
- (2) 職員を対象とするアンケートの結果において、各府省等又は倫理審査会の相談・通報窓口を知っていたとする職員の割合 90%以上
- (3) 職員を対象とするアンケートの結果において、倫理法等違反の疑いを見聞きした場合に相談・通報しようとする職員の割合 90%以上

## 2 不祥事への厳正かつ迅速な対応（◎重点施策）

### 《政策目標》

各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。

### 《具体的な取組内容》

- (1) 事案処理の際の各府省への助言
- (2) 各府省の担当者を対象とする会議・説明会において、具体的な事例の提示
- (3) 再発防止策に関する各府省へのフォローアップ

### 【測定指標】

- ・ 全事案件数に占める 90 日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合 90%以上（他律的事由により当該期間が 90 日を超えたものを除く。）